

仕様書

1 件名

熱海市グループウェア等内部事務システム導入

2 目的

本業務は、導入後一定の年数が経過し、更新時期を迎えているグループウェアシステムの更改を行うものである。

今回、更なる利便性を図り、行政事務の効率化、情報の共有化を行い、また、システム運用管理業務の削減等を目的とする。

データセンターに設置したシステムを LGWAN 経由で利用するクラウド方式によるシステムとし、既存グループウェアの移行性並びに既存ネットワーク、システム、機器との親和性、保守性を考慮したうえで、安定稼働を実現できる環境を構築するものである。

3 基本要件

3. 1 専門的な知識を持った技術者が十分な現況調査を実施の上、作業を行うこと。また、本市業務に影響を与えることなく円滑且つ安全な設定作業を行うこと。
3. 2 セキュリティ向上および運用に配慮した構成とすること。
3. 3 利用職員数は650人とし、利用者分のライセンス数を確保すること。
3. 4 LGWAN メール及び静岡県セキュリティクラウド経由のインターネットメールを受信できる環境を構築すること。

4 機能要件

4. 1 LGWAN を経由して利用するクラウド型のサービスであること。
4. 2 システム利用にあたっては、ブラウザのみで利用することが可能なこととし、その他のプログラムなどをインストールする必要がないこと。
4. 3 データベースはグループウェアに同梱されているものとし、別途データベース関連の構築を必要としないシステムであること。
4. 4 ユーザーID とパスワードによってログインするものとし、ユーザーID によって、必要に応じてアクセス制御が可能なこと。
4. 5 基本的にグループウェアとして利用されている機能を備えていること。
4. 6 詳細は別紙「機能要件調査票」を参照すること。

5 その他要件

5. 1 利用に係る運用サポートを行うこと。
5. 2 導入時、熱海市役所全職員に対し研修を行うこと。
5. 3 利用者向け電子マニュアルを併せて納品すること。
5. 4 人事異動、機構改革等の設定変更を毎年度末に行うこと。
5. 5 電子決裁等内部情報システム等と連携可能なシステムを有し、将来的に拡張性のあるシステ

ムであること。

5. 6 クライアント OS と対応ブラウザは下記のとおりとすること。

Windows	<ul style="list-style-type: none"> ●Microsoft Edge(※) ●Mozilla Firefox(※) ●Google Chrome(※) 	iPhone/iPad	<ul style="list-style-type: none"> ●iOS17 Safari
Macintosh	<ul style="list-style-type: none"> ●Safari(※) ●Mozilla Firefox(※) 	Android	<ul style="list-style-type: none"> ●Android Chrome

(※)最新版を動作保証とする

6 納品場所

熱海市役所第1庁舎3階 企画財政課 DX推進室

7 守秘義務

本仕様書に基づくすべての作業において、受託者が知り得た情報（業務に関する事項及び付随する事項）及び本市が提供した業務上の情報を指定する者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。第三者に開示することが必要な場合は、事前に本市の承諾を得なければならない。また、業務終了後も同様とする。

8 特記事項

8. 1 本仕様書に定めのない事項については、別途協議して別に定める。ただし、協議が整わない場合は、本市の指示に従うものとする。また、受託者は、本仕様書に記載されていない機器構成等細部の事項について、本市の指示がなされていない場合であっても、当然なさなければならない事項については、これを省略してはならない。
8. 2 既設の庁内ネットワーク機器の設定変更及びインターネット接続系システム環境等については、今後既設庁内ネットワーク機器の保守等に関して問題の起きないように、受託者の責任において、既設庁内ネットワーク構築業者と協議の上、書面にて責任分界点を明確にすること。なお構築作業後、書面に記載されている以外の保守上の問題等が発生した場合は、受託者が責任をもって自らの負担にて解決すること。
8. 3 導入業者は、本市における情報セキュリティポリシー、関連する規定等に基づき、本業務に関する情報、その情報が記載された記憶媒体等を厳重に管理しなければならない。
8. 4 ネットワーク上で動作している各業務システムについて、執務中にシステムの停止等の影響を及ぼすことがないように構築作業を行うこと。
8. 5 本業務において、仕様書と不一致が検収完了後に発見された場合は、本市情報担当課職員と協議のうえ、受託者は無償で是正措置を行うこと。
8. 6 誠実かつ完全なシステム構築の実施受託者は、本市担当職員と随時協議して、誠実かつ完全にシステム構築を実施するものとする。また、本件を実施するうえで疑問点が生じた場合は、直ちに本市担当職員と協議するものとする。
8. 7 入札保証金及び契約保障金は免除とする。